

日本海西部・九州西海域底びき網漁業（２そうびき）包括的資源回復計画*

平成18年10月13日公表

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

日本海西部・九州西海域は対馬暖流により漁業資源の卵稚仔や餌料生物が流入する好漁場が広がり、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業等の大臣許可漁業やはえ縄漁業、いか釣り漁業等の沖合漁業、沿岸漁業が数多く操業し、漁業が地域の基幹産業となっているところも多い、漁業資源の豊かな海域である。

しかしながら、本計画の対象漁業である沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業により漁獲される漁業資源には、タイ類、タチウオ、ヒラメ、カレイ類、イカ類、アマダイ類、アンコウ、アカムツ、アナゴ等、中層及び底層の多岐に渡る魚種が含まれるが、これらの魚種は沖合底びき網漁業の操業海域における新日韓漁業協定以前の韓国漁船との漁場競合や、以西底びき網漁業の操業海域における新日中漁業協定後も続く中国漁船との漁場競合等から、タチウオ、ムシガレイ、ソウハチ、アマダイ類等を中心として資源水準が低下し、全漁獲量も漸減傾向にある。

表 1 沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の主要漁獲魚種

魚 種	系 群	資源水準	動 向
マダイ	日本海西部・東シナ海	中位	
キダイ	日本海・東シナ海	中位	AE
タチウオ	日本海・東シナ海	低位	
ヒラメ	日本海西部・東シナ海	中位	
ムシガレイ	日本海	低位	
ソウハチ	日本海	低位	∅
ウマヅラハギ	日本海・東シナ海	低位	
東シナ海底魚類	東シナ海	低位	又は∅
ケンサキイカ	日本海・東シナ海	低位	
アマダイ類	東シナ海	低位	∅

資料：平成18年度資源評価（ダイジェスト版）による

* 本計画の内容は、日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画（平成14年9月6日公表、平成15年5月19日一部改正、平成16年4月19日一部改正、平成17年11月29日一部改正）の内容に影響を与えるものではない。

表 2 下関漁港における沖合底びき網漁業の主要漁獲物（表 1 に係るものを除く）

魚 種	資 源 的 な 傾 向 等
アンコウ	近年、漁獲量は増えているものの小型魚漁獲尾数は増えていないことから、漁獲圧の高すぎに注意が必要
アカムツ	近年卓越した加入が 2 度あり、資源量は微増傾向
アナゴ	漁獲量は安定

資料：下関漁港の取扱量に基づく独立行政法人水産大学校海洋資源管理学科今井助教授調べ

(2) 資源回復の必要性

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業は、山口県や長崎県における基幹漁業として、地域経済の根幹をなすのみならず、祭事等の年中行事における底びき製品の活用や関連行事の開催など地域社会の存立にとって社会的・歴史的・文化的に重要な役割を担っている。しかしながら、当該漁業は、韓国漁船や中国漁船との競合等から、現在、対象資源は減少傾向にあり、悪化した漁業資源の水準の回復のための措置を講じる必要がある。なお、沖合底びき網漁業（山口県）にあっては、75トン型から60トン型漁船への漁船漁業の構造改革（減船・小型化）を推進することにより漁獲努力量の削減を図るとともに、省人・省エネ型漁業への転換を図るとの長期構想があるところ、本計画は右構想の実現を加速化するものである。

当該漁業の安定的発展は、地域社会の活性化に必要不可欠なものであり、そのためには、安定的な漁業資源の確保、供給が必須条件となる。

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

関係漁業の現状

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業は漁業法（昭和24年法律第267号）第52条の規定により定められた指定漁業である。

日本海西部・九州西海域の沖合底びき網漁業は、全国的にはあまり見られない2そうびきの形態で操業が行われてきており、当該海域の主要漁業の1つとして栄え、地元の重要な産業として、また、多様な動物性タンパク質の供給源としての役目を果たしてきた。しかし、新日韓漁業協定以前の韓国漁船との漁場競合や、日本海の底魚資源の悪化等から、昭和60年には130隻（65組）を数えた許認可隻数は、平成18年には44隻（22組）まで減少し、また、漁獲量も大きく減少している。

新日韓漁業協定以前は、韓国排他的経済水域でも操業していたが、現在は、島根県沖から長崎県対馬西方沖の我が国排他的経済水域内で操業している。

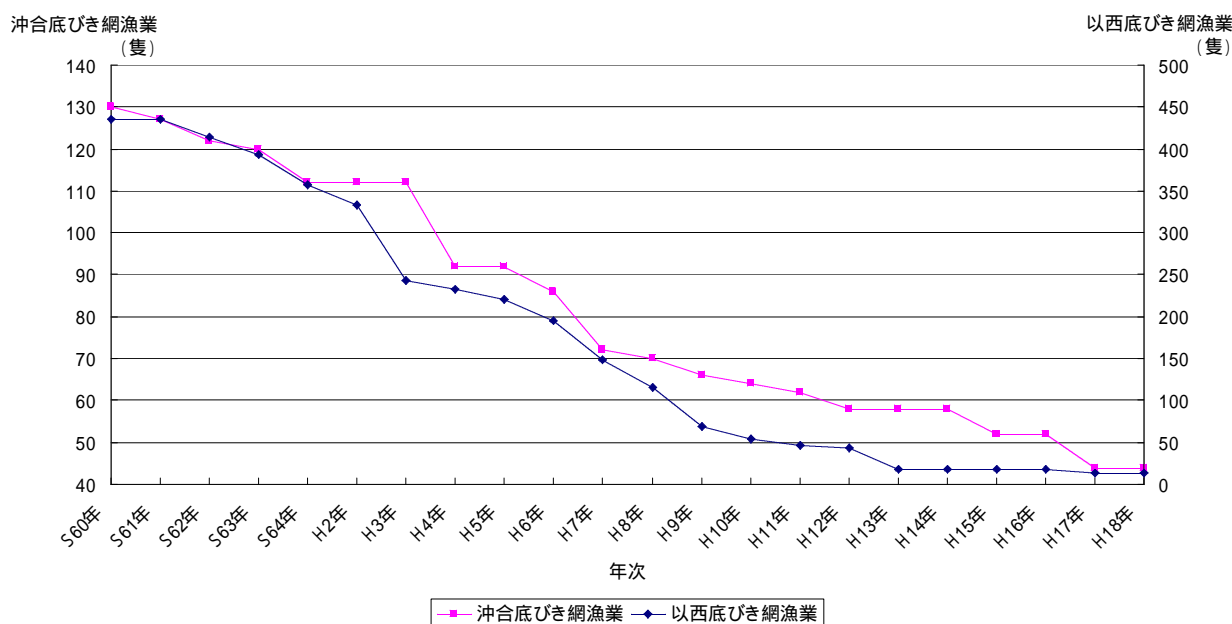
一方の以西底びき網漁業は、九州・山口における漁業の一大勢力として一時代を築き、戦後の動物性タンパク質の重要な供給源としての役目を果たしてきた。しかし、東シナ海、黄海における底魚資源の悪化と膨大な中国漁船との漁場競合により、許認可隻数は、昭和60年には435隻あったものが、平成18年には13隻まで激減し、現在、操業中の漁船は全て2そうびきとなっている。

以前は、広大な東シナ海を漁場として操業していたが、現在は、冬場は韓国排他的経済水域で操業することもあるが、それ以外の時期は長崎県五島列島南西沖の我が国排他的経済水域を中心に操業している。

表 3 沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許認可隻数の推移

漁業種類	S 60	S 64	H 6	H 11	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
沖合底びき網漁業	130	112	86	62	58	52	52	44	44
以西底びき網漁業	435	358	195	46	18	18	18	13	13

図 1 沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許認可隻数の推移



漁獲量、漁獲金額の推移

表 4 底びき網漁業（2そうびき）の漁獲量と漁獲金額の推移

	沖合底びき網漁業				以西底びき網漁業	
	島根県船		山口県船		漁獲量	漁獲金額
	漁獲量	漁獲金額	漁獲量	漁獲金額		
S60年	16,375	8,440,000	24,539	6,095,824	127,061	48,014,577
S61年	16,225	8,188,000	24,508	5,999,301	118,319	44,373,313
S62年	15,680	7,387,000	24,481	5,504,793	119,235	42,772,981
S63年	14,512	8,254,000	23,880	5,253,135	93,920	34,853,091
H1年	13,442	7,099,000	24,185	5,572,234	86,908	34,378,868
H2年	10,418	6,268,000	20,732	5,747,335	79,451	36,912,583
H3年	9,370	6,214,000	24,108	6,445,292	80,408	28,808,215
H4年	8,703	5,843,000	24,174	6,872,284	69,011	28,978,220
H5年	6,726	4,621,000	19,377	6,204,316	48,506	20,618,796
H6年	6,614	4,541,000	16,000	5,797,657	40,497	19,009,919
H7年	6,154	4,141,000	15,303	5,374,334	38,685	13,434,877
H8年	5,482	3,610,000	16,459	4,911,545	28,152	10,123,876
H9年	6,030	4,033,000	18,216	4,823,518	22,278	6,974,395
H10年	5,587	3,129,000	15,002	4,300,888	17,576	6,259,898
H11年	5,632	3,010,000	15,119	4,390,376	16,453	5,355,367
H12年	5,632	2,922,000	14,274	4,349,303	7,386	3,091,087
H13年	5,748	3,272,000	13,362	4,610,476	6,800	2,172,758
H14年	5,733	3,205,000	10,590	4,474,295	6,444	2,000,186
H15年	5,380	2,979,000	9,063	4,145,139	6,283	1,860,803
H16年	5,244	2,831,000	8,743	4,126,030	5,369	1,509,795

資料：農林水産統計（島根県分）
 下関漁港統計年報（山口県分）（福岡許可船も含む。）
 及び以西底曳網漁業協会資料（以西底びき網分）による。
 単位：漁獲量はトン、漁獲金額は千円

図 2 沖合底びき網漁業（島根県）の漁獲量と漁獲金額の推移

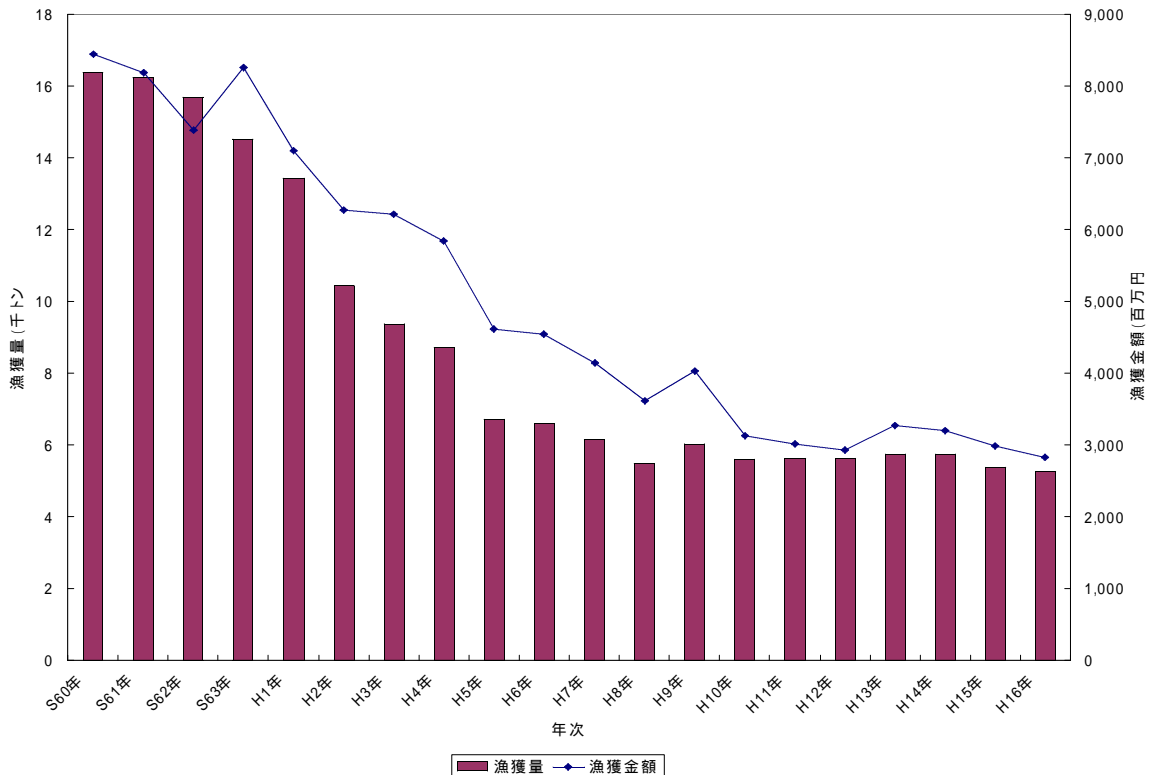


図 3 沖合底びき網漁業（山口県）の漁獲量と漁獲金額の推移

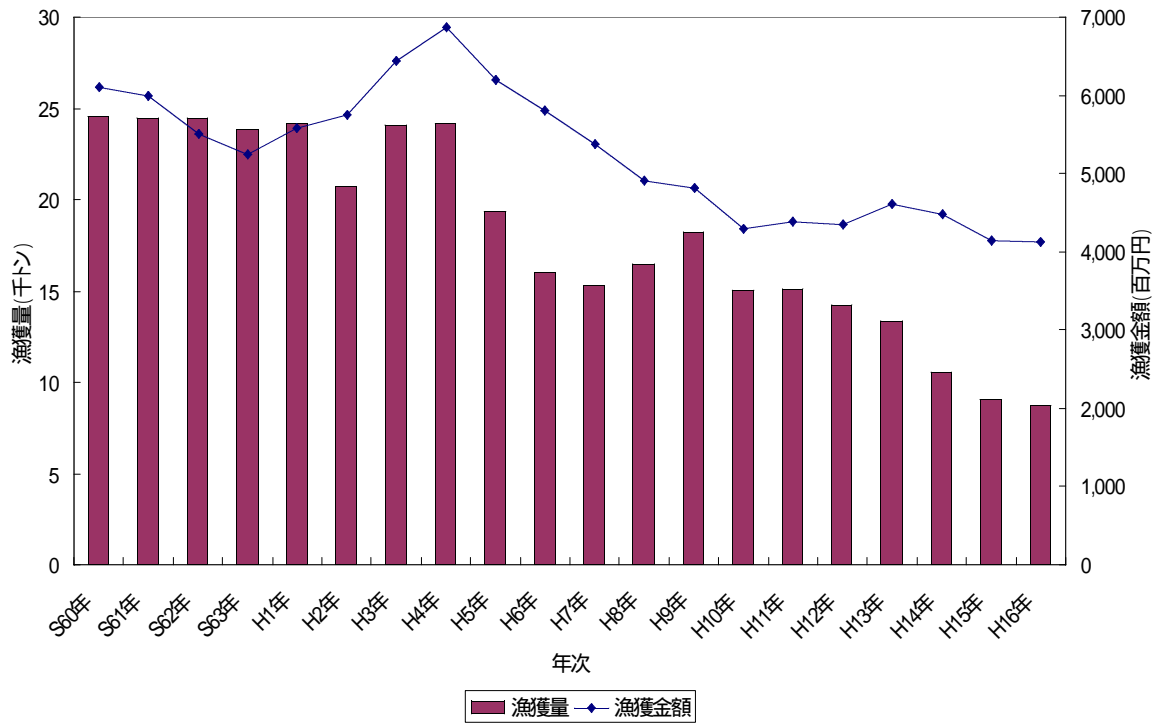
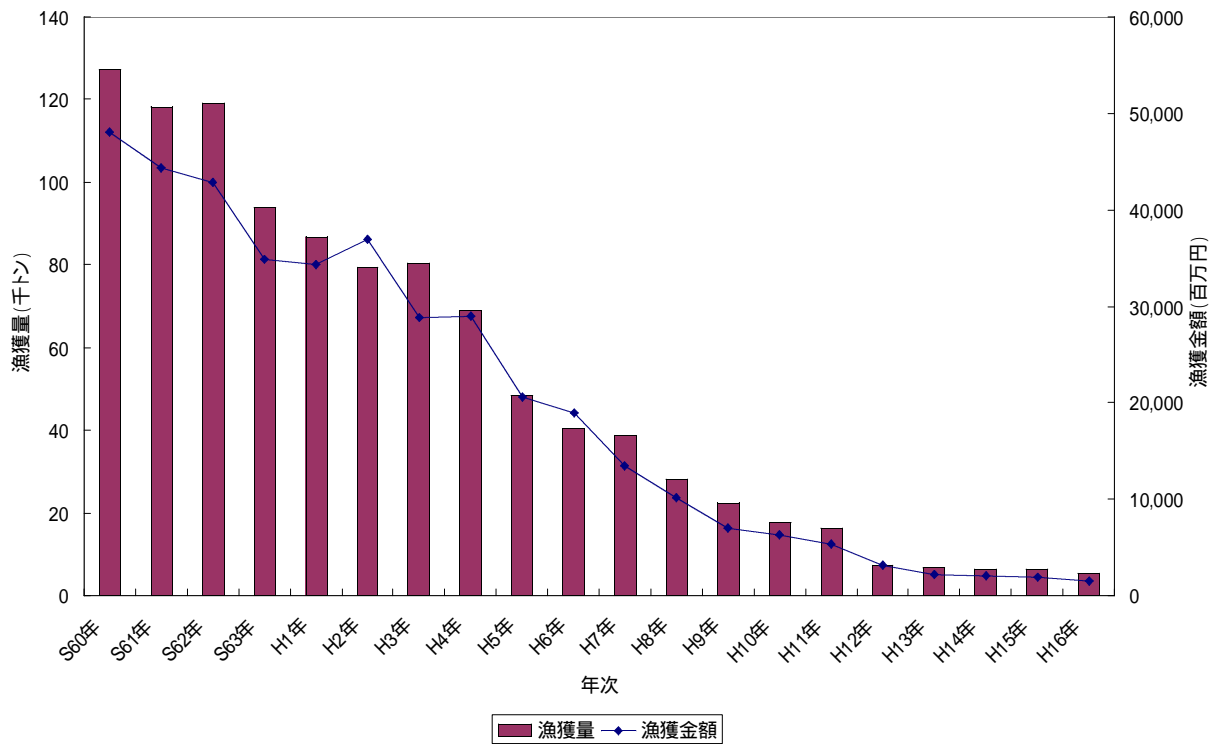


図 4 以西底びき網漁業の漁獲量と漁獲金額の推移



漁業形態及び経営の現状

沖合底びき網漁業は、操業のため出港すると漁模様、天候にも左右されるがおおよそ4日から5日間操業して入港し、水揚げ後、氷、燃油等を積み込み出港する漁業形態をとり、月に5日程度は係船し休養する。

現在、下関漁港では市場関係者等により設立されたブランド化協議会により沖合底びき網漁業で漁獲されるアンコウを、トラフグに次ぐ下関の新たな水産ブランドとして定着させるためPRを展開中であり、全国的にもマスメディアに取り上げられるようになるなど、一定の成果が出てきているところであるが、その他多くの魚種については魚価が低調である。このほか沖合底びき網漁業では、乗組員の高齢化問題や近年の急激な燃油価格の高騰の影響を受け、非常に厳しい状況におかれている。

以西底びき網漁業は、周年操業を行っており、近年は、11月後半から3月前半の冬場は韓国排他的経済水域で操業することもあるが、その他の期間は、我が国排他的経済水域を中心に操業している。操業船は出港すると運搬船により食糧等の補給を受けながら約2ヶ月間操業を続け、漁獲物は運搬船に転載し長崎港へ水揚げする。乗組員については、早くから海外基地式で中国人を雇用し、現在は漁船マルシップ制による雇用を行うなどの経営的な努力をしているものの、中国漁船との漁場競合や沖合底びき網漁業と同様、資源状況の悪化、燃油価格の高騰、魚価の低迷等から非常に厳しい経営を余儀なくされている。

消費と流通の現状

下関漁港で水揚げされる沖合底びき網漁業の漁獲物は、約150種類に及び、主な魚種はキダイ、ケンサキイカ、アカムツ、ムシガレイ、マダイ、アナゴ、アンコウ等である。午前1時15分から始まる日本一早いセリで落札された水産物は地元での総菜用商材、加工原料商材として供給されるとともに、中国、四国、九州地方の消費地市場の朝のセリに上場するために、午前3時から4時の間に分別、仕立てを行い、陸送により出荷されている。

長崎漁港で水揚げされる以西底びき網漁業の漁獲物は、約100種類に及び、主な魚種はキダイ、マダイ、イカ類、イボダイ、アカムツ等である。これらの漁獲物は、長崎魚市場から加工原料商材や総菜用商材として、県内はもとより、九州、京阪神方面に供給されている。

(2) 資源管理等の現状

関係漁業の主な資源管理措置

沖合底びき網漁業においては、5月16日から8月15日（見島周辺の一部海域では6月1日から8月31日）の間は禁漁期間となっている。

加えて、山口県萩市見島の海域においては、資源保護や沿岸漁業との漁業調整のため、周辺の一定海域での操業を自粛している。

以西底びき網漁業においては、平成14年度から自主的に漁網の目合を拡大し、小型魚の獲り控えを行っている。

遊漁の現状

本計画の対象海域では、底びき網漁業（2そうびき）で漁獲される魚種を対象とした遊漁はほとんど行われていない。

資源の積極的培養措置

山口県以東機船底曳網漁業協同組合で、毎年、マダイの放流を行っている。また、底びき網漁業により漁獲される魚種のうち、マダイ、ヒラメ等、関係県等が種苗放流を行っている魚種もある。

漁場環境の保全措置

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業では、新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金による漁場機能維持管理事業として、海底清掃を毎年7月上旬から8月上旬にかけて実施している。

3 回復計画の目標

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の主要漁獲物の資源の状況は、多くの魚種で資源水準は低位、動向は減少又は横ばい傾向にあることから、資源を適切な水準に回復させるために現状の漁獲努力量を削減させる必要がある。しかしながら、漁業経営への影響等を考慮する必要もあることから、段階的に取り組んでいくこととし、特に沖合底びき網漁業については、魚種・時期・場所にもよるが、主要漁獲物の小型魚の漁獲割合が高くなることもあることから、当面、小型魚の獲り控え等により、対象海域における有用底魚資源の減少傾向に歯止めをかけ、回復計画終了後の単位漁獲努力量当たりの漁獲量（1網当たりの漁獲量）を引き上げることを目標とする。

また、小型魚の漁獲割合の低減は、漁獲物の魚価の上昇及び漁獲物の船内での仕分け作業の効率化に効果があることから、漁獲金額の増加、省人省力化によるコストの低減につながる。さらに資源回復計画を通じて、広く一般消費者に底びき網漁業の漁獲物についての理解を深めることにより、ブランド化といった付加価値向上を図り、魚価の低迷に歯止めをかけ、経営の安定化の取組も併せて検討するものとする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

平成18年度から平成23年度までの6年間、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業において、別表に定める海域を本資源回復計画の対象海域として、次の漁獲努力量の削減措置を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

沖合底びき網漁業

ア 減船

平成18年度に、2隻(1組)の減船を実施し、漁獲努力量の削減を図る。

また、平成19年度以降は、資源の状況を見極めながら必要に応じて検討する。

イ 漁船の小型化

現在75トンである沖合底びき網漁船を60トンへ小型化し、魚倉の小型化、エンジン出力の低減等による漁獲努力量の削減を図ることを検討する。

ウ 漁具の改良

小型魚の漁獲割合を低減させるために、現在、水産総合研究センターで調査、開発中の小型魚を選択的に獲り控える改良を施した漁具を導入し、海域特性及び生物特性を踏まえた小型魚の保護を図ることを検討する。

以西底びき網漁業

ア 休漁期間の設定

資源保護対策として、平成14年4月22日付け農林水産省告示第982号別記操業区域1の操業区域において、76トン以上の以西底びき網漁船は5月16日から5月31日の間休漁することとする。

イ 保護区の設定

資源の状況等を見極めながら必要に応じて検討する。

ウ 減船

資源の状況等を見極めながら必要に応じて検討する。

(2) 資源の積極的培養措置

漁獲規制による資源回復措置を補完し、より一層の資源増大を図るため、漁獲対象魚種のうち、種苗生産技術の確立されているマダイ、ヒラメ等の魚種で、種苗放流が関係機関により行われているものについては、引き続き取り組んでいくものとする。

(3) 漁場環境の保全措置

当該海域で操業する底びき網漁業では、従前から新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金に係る漁場機能維持管理事業を実施しているが、今後も同様の漁場環境の改善のための措置を講じる。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量削減措置の実効性を担保するために、漁業法に基づく漁業調整委員会指示等による公的規制を検討することとする。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

国及び関係県は、本計画の実施に伴う減船、休漁等の漁獲努力量削減措置による漁業経営に与える影響を緩和するために、資源回復等推進支援事業の活用等必要な

支援を行う。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

関係県は、4の(2)の措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

国及び関係県は、4の(3)の措置を積極的に推進する。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び関係県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

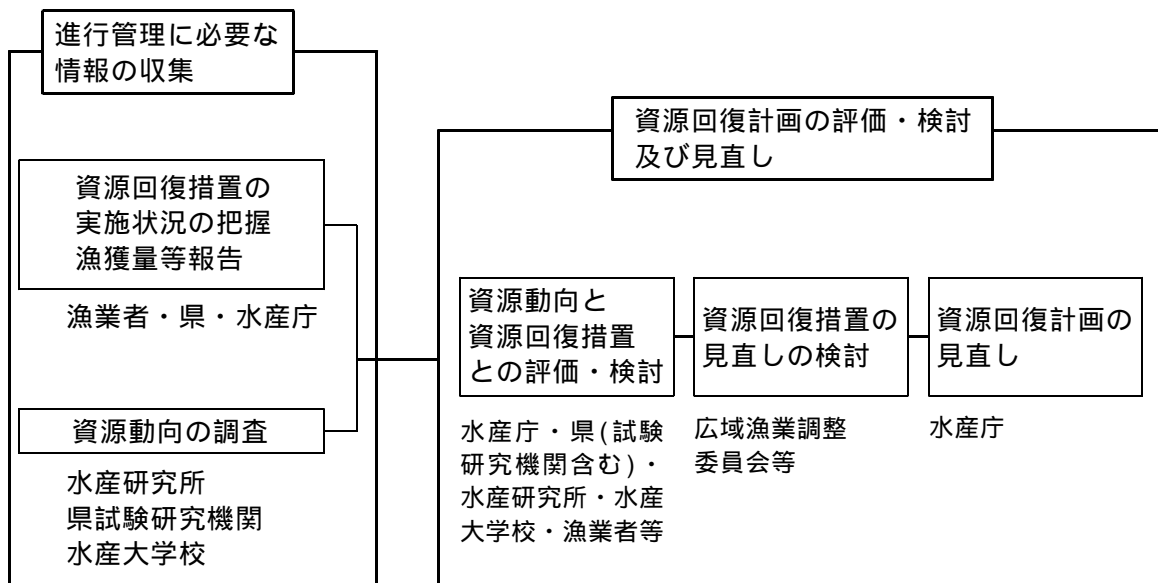
(2) 資源動向の調査

国及び関係県は、底びき網漁業(2そうびき)で漁獲される魚種についての調査、評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

国及び関係県は、(1)(2)の結果を踏まえ資源回復措置の評価を検討するとともに必要に応じ回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

(1) 地域経済との関連

主に山口県下関市を基地とする沖合底びき網漁業及び長崎県長崎市を基地とする以西底びき網漁業は、それぞれの地域の水産関係の流通にとって重要であるばかりでなく、使用漁船のドックや資材の積み込み等を通じて地域の造船業等の産業との結びつきが強く、地域経済にも貢献している。沖合底びき網漁業の漁獲物は、アカムツ、キ

ダイ、アンコウなど多種多様の底物からなり、主に下関漁港地方卸売市場に水揚げされた後、西日本各地に総菜物、加工物の原料として安定供給され、多くの流通業者、加工業者の経営を支え、消費者に届けられている。また、以西底びき網漁業の漁獲物も多彩であり、長崎魚市場で水揚げされた後、地元長崎市はもとより九州管内、関西、関東まで出荷され、国民への安全なタンパク質供給に寄与している。

このように底びき網漁業は、水産業を主幹産業とする地域経済との結びつきが強いことから、資源回復計画を着実に推進することにより、将来にわたり地域経済の活力維持に貢献していく必要がある。

(2) 漁獲物のブランド化

沖合底びき網漁業は、年々漁獲量が減少する中で漁獲物のブランド化をめざした動きが始まっている。鮮度管理と量的まとまりで、他産地との差別化を図ろうとのことから、下関漁港地方卸売市場では、漁業関係者及び市場関係者がアンコウのブランド化に取り組み、認知度向上などの一定の成果を上げつつある。さらに、今後アカムツのブランド化の取組も検討されている。

また、以西底びき網漁業は長崎漁港で水揚げを行っているが、漁獲物の販売努力として、長崎の市場に全漁獲物は上場していない。洋上で運搬船に漁獲物を転載した際に魚種別、銘柄別の陸揚げ予定数量を陸上で把握し、キダイ、ムシガレイは福岡の市場へ、マダイ、キダイは大阪の市場へ、というように、各地の消費の傾向に併せて魚種別、サイズ別に、高値が付く他の消費地市場へ陸送により出荷している。

このような漁獲物のブランド化等の製品の規格化は品質管理が要求されることから、大型魚を中心に漁獲しようとの気運が高まることが期待され、間接的に小型魚の漁獲抑制に繋がる可能性があり、現在のブランド化の取組が拡大されることを期待するものである。

(3) 国民の理解

底びき網漁業は、地域社会の活性化に重要な役割を担っていることから、関係漁業者の管理措置の着実な履行はもとより、資源回復計画の内容を周知するとともに、多くの国民の理解を得ながら漁獲物のブランド化等に取り組む必要がある。

(4) その他

資源回復計画は、資源の回復を図り、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であり、漁業者による漁獲努力量削減の取組のほか、漁場環境の保全等の資源回復措置及びこれに必要な支援を行うこともあることから、計画について広く国民に情報提供を行うこととする。また、資源回復計画期間中の需給関係等にも配慮しながら進めていくこととする。

また、改良漁具の導入等による省人省力化等の経営コストの低減を図り、漁業経営の基盤強化も併せて進めることとする。

別表 日本海西部・九州西海域包括的資源回復計画の対象海域

漁業種類	対象海域
沖合底びき網漁業	平成14年4月22日付け農林水産省告示第981号別記一操業区域第44号、第45号及び第46号の操業区域のうち我が国排他的経済水域。
以西底びき網漁業	平成14年4月22日付け農林水産省告示第982号別記操業区域1の操業区域のうち我が国排他的経済水域。ただし、日韓南部暫定水域並びに日中の中間水域及び暫定措置水域を除く。

日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画対象海域図

